Vol.014 税界タイムス
www.zeikai.net
年間購読料（6号分・前納・送料共）
1,200円（税込）
発行日：2010年2月1日（月）
発行所：㈱ゼイカイ
住　所：〒160-0015
東京都新宿区大京町23-3
電　話：03-5858-6718

平成22年度
税制改正

一人オーナー会社課税が廃止
中小企業税制は拡充・延長

▲税制改正をまとめた民主党

政権交代により民主党がまとめた平成22年度税制改正大綱は、「控除から手当てへの方針による扶養控除の見直し」や「納税者視点に立った租税特別措置等の見直し」等で独自色が出ている。法人税関連では、中小企業オーナーや税理士が反対を訴えてきた「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度」、いわゆる「一人オーナー会社課税」が廃止されるほか、グループ企業の一体的運営に対応するため、100%グループ内の法人間の課税や資本取引課税についても改正される。全体的にみて、中小企業にとってはメリットのある内容となったが、今後の動向には目が離せない状況だ。

平成22年度税制改正大綱のなかで最も注目すべき内容は、「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度」、いわゆる「一人オーナー会社課税」の廃止といえる。平成18年度の制度創設以来、中小企業団体や経営者、税理士らが同制度の廃止を訴えてきたわけだが、「見送りか」といった議論が飛び交うなか、最後の最後まで、ハラハラさせられる状況が続いた。

結局、最終的には、参議院選挙を睨みながら、中小企業オーナーの票を獲得するためにも廃止となったもの。

同制度は、同22年4月1日以降に終了する事業年度から、特殊支配同族会社（オーナーおよび同族関係者1グループで株式等の90%以上を保有し、かつ、常務に従事する役員の過半数を占める会社）のオーナー役員給与について、法人段階で給与所得控除相当分を損金不算入とする措置が廃止される。ただし、3月末決算法人と4月末決算法人とでは、まさに明暗を分ける内容となった。

ただし、大綱では、「いわゆる二重控除の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていくなかで、個人事業主との課税の不均衡を是正し、二重控除の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じる」とされており、中小企業オーナーにとっては手放しでは喜べない、何ともすっきりしない後味も残った。

一方、民主党のマニフェストで期待されていたのが、中小企業の軽減税率引下げ（18%→11%）や事業承継税制の拡充。しかし、残念ながら税収不足などの問題をクリアすることはできず、検討事項とされ、平成23年以降に持ち越されることとなった。

その代わり、というわけではないが、一定の機械装置を取得した場合に取得額の一定割合を特別償却または税額控除できる「投資促進税制」を延長。さらに、30万円未満の減価償却資産を取得した場合に一定要件のもと一括償却が認められる「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」についても延長することが盛り込まれた。

実務家の間で詳細が待たれる「グループ法人税制」の取り扱い

中小企業オーナーの間でも関心が高かった交際費についても、損金不算入特例は縮減されずに2年延長された。交際費は損金算入が原則だが、租税特別措置法で損金不算入とされ、中小企業については600万円までの部分の90%まで損金算入が認められている。また、個人事業主の共同経営者の小規模企業共済制度への加入や、中小企業倒産防止共済制度は、共済金貸付限度額を現行の3,200万円を「8,000万円」万円に、掛金限度額も現行の320万円から「800万円」に拡充した上で、損金算入可能な掛金限度額を引き上げることも認められた。

このほか、「グループ法人税制」の整備にも注目したい。企業グループの一体的運営が進展している状況を踏まえ、所要の改正が行われたもの。
具体的には①親会社の資本金が5億円未満の場合、子会社の中小特例（軽減税率、交際費特例等）の維持②受取配当の負債利子控除の不要化③寄付金について支出法人は全額損金不算入、受領法人は全額益金不算入④連結納税制度の拡充ーが挙げられている。

この改正について、グループ法人の範囲は、完全支配関係（原則、発行株式の全部を直接又は間接に保有する関係）のある法人とされているが、詳細は現時点で不明なことから、今後の動向に注視したい。

中小企業の節税にメスを入れた改正にも注目したい。なかでも、マンション建設時にかかわる消費税を還付するいわゆる「自販機節税」に代表される消費税の不正還付についても封じ込まれることになった。課税事業者を選択した免税事業者と免税点適用のない資本金1千万円以上の法人については、3年間、免税点制度と簡易課税制度が適用できなくなった。アパート経営を行っている資産家としては、要チェックポイントだ。

また、年金受取りの生命保険金が最大80%評価減されることに着目した節税商品に対し、「定期金に関する権利の評価」（相続税法24条）を見直し、解約返戻金相当額で評価することが示された。

相続税は課税ベース、税率構造の見直しを提言

一方、相続・贈与関連では、景気対策として、「住宅取得等資金の非課税贈与枠」が拡大される一方で、小規模宅地の減額について要件を厳しくする措置がとられた。住宅取得資金の贈与特例では、平成22年中の贈与は1,500万円、平成23年度中の贈与は1千万円まで非課税。ただし合計所得金額2千万円以下の人が対象だ。これにより相続時精算課税の「住宅枠」であった1千万円上乗せは廃止。65歳未満の親からの贈与も対象とする年齢要件は延長された。

また、「小規模宅地の課税の特例」については、①居住等の継続がなければ不適用②共同相続の場合は取得者ごとに要件判定③特定居住用宅地と一般宅地が混在している場合は按分計算④特例対象宅地は「主として居住の用に供されていた一の宅地に限られる」ことが示された。

このほか、大幅な見直しが指摘されていた相続税については、「平成23年度において格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しを目指す」ことが明記され、一定の方向性が示された。

所得税関連では、生命保険料控除の見直しで、各控除額の合計額上限の引き上げや「介護医療保険料控除」が新設される。サラリーマンや主婦にとっては扶養控除の廃止が見逃せない。子供手当ての支給と高校の実質無償化を合わせて考えると多くのケースで負担減となる。19歳以上の扶養控除（特定扶養控除や老人扶養控除等）は従来どおりとなっている。

大綱では、納税環境の整備として「国税不服審判所の改革」（**2面に関係記事**）、や「税者権利憲章（仮称）の制定」など、租税制度や税務行政を抜本的に見直す方向性も示された。

今回の大綱を見る限り、中小企業の優遇面については大きく変わることはないだろうが、実務家としてその動向には注視したい。

ただいまキャンペーン実施中！
おかげさまで10周年 10th ANNIVERSARY
たのめーる
税理士協同組合 組合員様専用
たのめーるをご利用いただけます。

ただいま発刊中
VOL.22
1,500円（税別）以上お買上げで送料無料！
サービスの概要・新規お申込は...
日本税理士協同組合連合会ホームページ
http://www.nichizei.or.jp/
HOME → 事業のご案内
共同購入事業
このページをご覧ください
大塚商会「たのめーる」
「たのめーる」は、㈱大塚商会が発刊している、オフィス総合通販カタログです。商品はOAサプライ・文具・生活用品等で構成され、商品点数は約20,500点（vol.22現在）。同様に、インターネットでは約65,000点の商品を取り揃えています。
大塚商会